知っておきたい

みんなの年金ガイド

年金をもらうためには、どのような手続きが必要？

今月の年金相談
11月19日(水)
10:40〜12:00
13:00〜15:00
完全予約制
相談日の2日前までに申し込みください
役場第1･2会議室

国民年金(老齢基礎年金)、厚生年金(老齢厚生年金)をもらうためには、ご自身で年金の請求手続きを行う必要があります。自動的に支給が始まるものではありませんので、注意が必要です。

＜手続きの流れ＞

１．年金請求書の事前送付

60歳から65歳で受給権が発生する方には、誕生日のおよそ３か月前より順次「年金請求書(あらかじめ基礎年金番号、氏名などが印字されたもの)」が日本年金機構より送付されます。

２．「年金請求書」の提出

必要事項を記入し、函館年金事務所または八雲町役場各支所へ提出します。

住民票や戸籍謄本等の添付が必要になります。また、各種添付書類は配偶者の有無や年金の加入状況により異なりますので、あらかじめご確認ください。

３．「年金証書、年金決定通知書」の送付

年金証書の送付後、およそ１〜２か月で年金の受け取りが始まります。その後、偶数月にご指定口座へ振り込まれます。

※年金請求を受付けできるのは、60歳から65歳の誕生日を迎えてからになります。

※農林年金、国鉄、ＮＴＴ、ＪＴなどの共済組合に加入していたことがある方は、別途請求手続きが必要になりますので、各共済組合にお問い合わせください。

＜早くもらう繰上げ支給と後でもらう繰下げ支給＞

国民年金(老齢基礎年金)は65歳からの受給ですが、ご希望により60歳から65歳になるまでの間に減額された繰上げ支給の年金を受けたり、66歳以降に増額された繰下げ支給の年金を受けたりすることができます。

○早くもらう繰上げ支給

減額率：0.5％×繰上げ請求月から65歳になる月の前月までの月数

【例】およそ12か月早めて64歳時に請求する保険料満額納付済みの方
0.5％×12か月＝６％(年間約46,368円)の減額(平成26年度)

○後でもらう繰下げ支給

増額率：0.7％×65歳になった月から繰下げを申し出た月の前月までの月数

【例】およそ12か月遅く66歳時に請求する保険料満額納付済みの方
0.7％×12か月＝8.4％(年間約64,915円)の増額(平成26年度)

※一度決めた減額率、増額率は生涯にわたり変更できません。

※繰上げ支給を受けた後は障害基礎年金を受けられません。

詳しくは、お近くの「年金事務所」へおたずねください

◆問い合わせ先	請求手続きや届け出など	ねんきんダイヤル	☎0570−05−1165
函館年金事務所	・加入手続きや納入相談など	国民年金課	☎0138−56−1165
	・障害年金の請求手続きなど	お客様相談室	☎0138−82−8002
役場窓口	住民生活課社会係（窓口５番）		☎0137−62−2111(内線245)
	熊石総合支所住民サービス課		☎01398−2−3111
	落部支所		☎0137−67−2231

番号のかけ間違いにご注意ください

年金相談は完全予約制です。ご希望の方は、住民生活課社会係までご連絡願います。